検事　北村　治樹
同　竹林　俊憲
検事兼法務事務官　工藤　智
同　松波　卓也
法務事務官　井手　英樹
同　小川　淳　同　河瀬　貴之
同　希代　浩正　同　清水　慶徳
同　田中　普

令和八年度司法書士試験委員に併任する
併任の期間は令和八年十一月三十日までとする
（各通）
検事　伊賀　和幸
同　猪股　直子　同　宇野　直紀
同　太田　章子　同　齊藤　恒久
同　笹井　朋昭　同　竹下　慶
同　中井　優介　同　波多野紀夫
同　古谷　真良　同　望月　千広
同　吉賀　朝哉

令和八年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する
併任の期間は令和八年十一月三十日までとする
（各通）（以上七年十二月一日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　村上　亜優
東京簡易裁判所判事に補する（十二月一日）
津地方裁判所判事兼津家庭裁判所判事・津簡易裁判所判事　市原　義孝
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事　山田　耕司
津地方裁判所判事に補する
津地方裁判所長を命ずる
兼ねて津家庭裁判所判事に補する
津家庭裁判所長を命ずる
津簡易裁判所判事に補する
津簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
和歌山地方裁判所判事兼和歌山家庭裁判所判事・和歌山簡易裁判所判事　佐々木一夫
名古屋高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
名古屋簡易裁判所判事に補する
和歌山地方裁判所判事兼簡易裁判所判事　酒井　良介
和歌山地方裁判所判事に補する
和歌山地方裁判所長を命ずる
兼ねて和歌山家庭裁判所判事に補する
和歌山家庭裁判所長を命ずる
和歌山簡易裁判所判事に補する
和歌山簡易裁判所判事兼簡易裁判所判事　内野　俊夫
松戸簡易裁判所判事に補する
松戸簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
千葉地方裁判所判事に補する
千葉地方裁判所松戸支部長を命ずる
千葉地方裁判所松戸支部勤務を命ずる
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する
千葉家庭裁判所松戸支部勤務を命ずる
千葉家庭裁判所松戸支部長を命ずる
最高裁判所判事岡正晶付秘書官　久我　涼子
最高裁判所判事阿多博文付秘書官を命ずる（以上二月二日）
盛岡地方裁判所判事兼盛岡家庭裁判所判事・盛岡簡易裁判所判事　岡田　健彦
仙台高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
仙台簡易裁判所判事に補する
盛岡地方裁判所判事兼盛岡簡易裁判所判事　菊池　憲久
盛岡地方裁判所判事に補する
盛岡地方裁判所長を命ずる
兼ねて盛岡家庭裁判所判事に補する
盛岡家庭裁判所長を命ずる
盛岡簡易裁判所判事に補する
簡易裁判所判事兼判事　上拂　大作
東京簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
部の事務を総括する者の指名を解く
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　小田　真治
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上二月三日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事畠山新は一月三十日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
最高裁判所判事岡正晶は二月一日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事加藤亮は二月二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

北陸信越運輸局最低賃金公示第１号

北陸信越地方交通審議会から北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に北陸信越運輸局海事部船員労政課「郵便番号950－8537新潟県新潟市中央区美咲町一丁目２番１号」あて提出されたい。

令和８年２月６日

北陸信越運輸局長　佐橋　真人

北陸信越地方交通審議会の意見（要旨）

１．北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「270,350円」を「281,050円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「253,900円」を「264,600円」に、部員「211,650円」を「222,350円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「202,350円」を「213,050円」に改正することが適当である。

２．北陸信越海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「263,550円」を「272,550円」に、部員「201,400円」を「210,400円」に改正することが適当である。

３．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「222,100円」を「233,100円」に改正することが適当である。

４．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「222,100円」を「233,400円」に改正することが適当である。